建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年12月1日

北陸地方整備局長　中神　陽一

1　処分をした年月日　平成28年11月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　福田道路株式会社　代表取締役　河江　芳久　新潟県新潟市中央区川岸町1丁目53番地1　国土交通大臣許可（特―23）第638号
3　処分の内容　建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令
(1)　停止を命ずる営業の範囲
全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。
(注1)　「舗装工事業に関する営業」とは、注文者から舗装工事を請け負う営業をいう。
(注2)　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
(2)　期間
平成28年12月2日から平成28年12月31日までの30日間
4　処分の原因となった事実　福田道路株式会社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反するものとして、平成28年9月6日に公正取引委員会から排除措置命令を受けている。
このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年12月1日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成28年11月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大有建設株式会社　川中　喜雄　愛知県名古屋市中区金山五丁目14番2号　国土交通大臣許可（特―27）第1618号
3　処分の内容　建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令
(1)　停止を命ずる営業の範囲
全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。
(注1)　「舗装工事業に関する営業」とは、注文者から舗装工事を請け負う営業をいう。
(注2)　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
(2)　期間
平成28年12月2日から平成28年12月31日までの30日間
4　処分の原因となった事実　大有建設株式会社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反するものとして、平成28年9月6日に公正取引委員会から排除措置命令を受けている。
このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

鳴瀬川水系鳴瀬川総合開発事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、鳴瀬川水系鳴瀬川総合開発事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成し、同法第七条の規定に基づき、次のとおり公告し、方法書、これを要約した書類（以下「要約書」という。）を縦覧に供する。

また、同法第七条の二の規定により、方法書の説明会を開催することとしたので、併せて公告する。

なお、方法書について、同法第八条第一項の規定により環境の保全の見地からの意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月一日

国土交通省東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　事業者の氏名及び住所
事業者の氏名　国土交通省東北地方整備局長　川瀧　弘之
事業者の住所　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号仙台合同庁舎B棟
二　対象事業の名称、種類及び規模
対象事業の名称　鳴瀬川水系鳴瀬川総合開発事業
対象事業の種類　ダム新築事業（筒砂子ダム）
対象事業の規模　筒砂子ダムの新築：貯水面積約百五十一ヘクタール
漆沢ダムの容量再編：貯水面積約八十三ヘクタール（既設）
（サーチャージ水位における貯水池の区域の面積）
三　対象事業が実施されるべき区域
宮城県加美郡加美町
四　関係地域の範囲
宮城県加美郡加美町、宮城県加美郡色麻町
五　方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
縦覧場所
宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号仙台合同庁舎B棟
国土交通省東北地方整備局河川部河川計画課
宮城県大崎市古川旭三丁目八番十八号
国土交通省東北地方整備局鳴瀬川総合開発調査事務所
宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県環境生活部環境対策課
宮城県加美郡加美町字西田三番五番地
加美町役場三階建設課入口
宮城県加美郡色麻町四竈字北谷地四十一番地
色麻町役場一階ホール
縦覧期間
平成二十八年十二月一日から平成二十九年一月十日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。）
縦覧時間
国土交通省東北地方整備局河川部河川計画課
午前九時十五分から午後六時まで
国土交通省東北地方整備局鳴瀬川総合開発調査事務所
午前九時から午後五時四十五分まで
宮城県環境生活部環境対策課、加美町建設課入口
午前八時三十分から午後五時十五分まで
色麻町役場一階ホール
午前八時三十分から午後五時三十分まで
六　意見書の提出
法第八条第一項の規定に基づき、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見書を提出することができる。
七　意見書の提出に必要な事項
提出期限
平成二十九年一月二十四日まで（持参の場合は一月二十四日の午後五時四十五分まで、郵送の場合は一月二十四日の消印まで有効）
提出先
宮城県大崎市古川旭三丁目八番十八号　国土交通省東北地方整備局鳴瀬川総合開発調査事務所　調査設計課
意見書の提出に必要な事項
一　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
二　意見書の提出の対象である方法書の名称
三　方法書についての環境の保全の見地からの意見
意見書は日本語により、意見の理由も含めて記載すること。
八　説明会の開催を予定する日時及び場所
開催日時
第一回　平成二十八年十二月十三日午後七時から
第二回　平成二十八年十二月十六日午後七時から
開催場所
第一回　宮城県加美郡加美町字中原南百五番地　やくらい文化センター　小ホール
第二回　宮城県加美郡色麻町清水字川端南二十五番地一　清水地区コミュニティセンター